

12月3日～9日は 「障害者週間」です

12月3日の「国際障害者デー」から9日までを障害者基本法で「障害者週間」と定めています。

障害者週間は、国民の間に広く障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することを促進するため、設けられました。

■問合せ＝障がい福祉課 ☎(20)3025、FAX(24)2708

障がいを理由とする差別の解消に向けて

●不当な差別的取り扱いの禁止

官公庁と事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

●合理的配慮の提供

障がいのある人は、社会の中にある障壁によって生活しづらい場合があります。官公庁や事業者に対して、障がいのある人や家族などから、社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思表示があった場合に、負担になり過ぎない範囲で対応することを求めています。(事業者に対しては、努力義務となっています)

※市ホームページの障がい福祉課のページに「障がいのある方を理解するためのガイドブック」を掲載しています。障がい児・者を理解することから始めませんか？

障がい者を虐待から守りましょう

障がい者に対する虐待(疑いを含む)を発見した方は、通報する義務があります。障がい者虐待を防止するためには、早期発見・早期対応が重要です。地域ぐるみの早めの通報や支援が、虐待を受けている障がい者だけでなく、家族などが抱える問題の解決にも結び付きます。

▶ 相談窓口

障がい福祉課	☎(20)3025
障がい者相談支援センターみどり	☎(24)5759 ※主に知的・身体障がいの方
相談支援事業所さの	☎(21)6811 ※主に精神障がいの方
栃木県障がい者権利擁護センター	☎028(623)3139



「ひきこもり」の相談窓口のご案内

ひきこもり、ニートなどの悩みを抱えている方への援助は、周りにいる方々が「あわてない」「あせらない」「あきらめない」ことが大切です。家族だけで抱えこまないで、その対応について一緒に考えてみませんか。

▶相談窓口

障がい福祉課	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ☎(20)3025
出張 ポラリス☆とちぎ (栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター)	毎月第3金曜日 午前10時～正午 ※予約制 障がい福祉課 ☎(20)3025
佐野市社会福祉協議会 (生活困窮者自立相談支援事業)	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 生活困窮相談の方 ☎(22)8113
相談支援事業所さの	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 精神的な病気がある方 ☎(21)6811
障がい者相談支援センターみどり	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 身体・知的障がいがある方 ☎(24)5759
ポラリス☆とちぎ (栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター)	火曜日～土曜日 午前10時～午後7時 ☎028(643)3422

ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています

●ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見からは要支援者であることが判断しにくい人が、周囲に要支援者であることを理解してもらい、支援を求めやすくするためのマークです。



●ヘルプカードとは

災害時や緊急時に必要となる支援内容をあらかじめ記入して携帯することで、いざというときに支援を得られやすくするための紙製のカードです。ヘルプマークが印刷されています。



●ヘルプマークやヘルプカードを身に着けている人を見かけたら

困っている様子があれば「何かできることはありますか？」と声をかけることや、災害時や緊急時に避難等を支援するなど、思いやりのある行動をお願いします。

▶配布窓口＝障がい福祉課(2階)、田沼・葛生の各行政センター

▶対象者＝市内にお住いのヘルプマーク・カードを必要とする方(特定の障がいに限定しません)

※代理の方でもお渡しできます

●障がいに対する理解を深めるための展示などを開催します

▶日時＝12月8日(土)～14日(金) 午前9時30分～午後5時

(8日は正午から、14日は午後3時まで)

▶場所＝市役所1階市民活動スペースA・B

▶内容＝障がい福祉サービス事業所、特別支援学校などの活動紹介、ヘルプマーク・カードの交付など

